

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	退所者等対策経費	事業開始年度	平成14年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	疾病対策課	疾病対策課 難波 吉雄		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第15条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①ハンセン病療養所退所者給与金 ハンセン病療養所退所者の福祉の増進を目的とし、地域での生活に要する経費を支給。 ②ハンセン病療養所非入所者給与金 裁判上の和解が成立したハンセン病療養所に入所歴のない患者・元患者(非入所者)の福祉の増進を目的とし、平穏で安定した平均的水準の生活ができるための経費を支給。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①ハンセン病療養所退所者に対して、退所者給与金を支給。 ②裁判上の和解が成立したハンセン病療養所非入所者に対して非入所者給与金を支給。 【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第15条】 1 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。 2 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。 3 前二項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び前項のハンセン病療養所非入所者給与金(以下「給与金」という。)の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 4 租税その他の公課は、給与金を標準として、課することができない。					
実施状況	ハンセン病療養所退所者給与金受給者数 1328名。 ハンセン病療養所退所者非入所者給与金受給者数 79名。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3,240	3,151	3,094	3,081	3,059
	執行額	3,045	3,023	2,977		
	執行率	94	95.9	96.2		
	総事業費(執行ベース)	3,045	3,023	2,977		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先・用途の把握については、官庁会計システム(アダムス)により把握している。 ※本事業は直接、国から給与金支給対象者に対して給与金を支出しているため、「資金の流れ」欄及び「費目・用途」欄の記載を省略。				
	見直しの余地	・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体および財産に係る被害、その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題とされている。 ・退所者給与金及び非入所者給与金については、ハンセン病療養所退所者の福祉の増進を目的とし、地域での生活に要する経費であり、また、裁判上の和解が成立したハンセン病療養所に入所歴のない患者・元患者(非入所者)の福祉の増進を目的とし、平穏で安定した平均的水準の生活ができるための経費としてハンセン病問題の解決の促進に関する法律第15条にも規定されていることを踏まえると見直しをすることは困難である。				
予算・監視の効率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく必要な事業であるが、予算効率化の観点から、事業実績を踏まえて退職者給与金等の支給対象者数を見直しするなど予算縮減に努めること。					
補記						